

第4回 公的部門に関する検討委員会

平成19年9月27日

内閣府経済社会総合研究所

1. 日時 平成19年 9月27日 (木) 15:00～17:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室(4階 406号室)

3. 出席者

(公的部門に関する検討委員会委員)

中村委員長、跡田委員、岩本委員、作間委員、関川委員、藤井委員

(経済社会総合研究所)

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、後藤総務部長、
大脇国民経済計算部長、川崎上席主任研究官、長谷川企画調査課長、
二村国民支出課長、二上国民生産課長、百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長、
三井地域・特定勘定課長

4. 議事

(1) 日本郵政公社の民営化における格付けの検討について

(2) 平成18年度国民経済計算確報における政府諸機関の分類について

(3) 今後の審議に向けて

(4) その他

5. 配布資料

資料1 日本郵政公社民営化後の後継組織の部門分類について

参考1 民営化のプロセス

参考2 郵政民営化関連法律の概要

資料1-2 我が国SNAにおける現行分類基準による整理

資料2 過去における民営化事例の取り扱いについて(民間/公的の区分)

資料3 我が国の国民経済計算における政府諸機関の分類(格付け)基準

資料4 93SNAマニュアルにおける関連箇所の抜粋

資料5 平成18年度国民経済計算確報における政府諸機関の分類について

別添1 平成18年度国民経済計算における政府諸機関の分類(案)

資料6 今後の審議に向けて

岩本委員提出資料

6. 議事内容

○二村国民支出課長 それでは、まだおそろいでない方もいらっしゃると思いますが、時間になりましたので、第4回公的部門に関する検討委員会を開会いたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。まず議事次第、座席表、それから資料はちょっと数が多いのですが、資料1-1、それに附属する参考1、2、資料1-2、その後資料3、4、5、資料5には別添というものもついております。それから資料6。最後に、岩本委員からの提出資料をいただいております。何か欠けているものがございましたら、お知らせいただければと思います。

では、委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○中村委員長 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の委員会において説明がありましたとおり、このたびの統計法改正によりまして、10月1日にも内閣府に統計委員会が設置され、国民経済計算調査会議の機能は統計委員会に引き継がれることとなります。したがって、形式的にはこの公的部門に関する検討委員会も本日が最終回となりますが、前回時間の関係で余り議論のできなかった日本郵政公社民営化の問題等についてご議論いただき、統計委員会における今後の検討に資するものとしたと思います。

それではまず議題1といたしまして、日本郵政公社の民営化における格付けの検討について、事務局から説明をお願いいたします。

○二村国民支出課長 それでは説明させていただきます。本日でございますが、政府諸機関の分類、格付けの考え方につきまして再検討というお話もありますが、それについては諸外国においてどういう取り扱いをしているかといったことを含めて、検討の材料をきちんと集めた上で議論させていただきたいと考えているところでございます。本日は、当面对応が必要になっている問題が幾つか、個別事例がございますので、それについて議題とさせていただいているところでございます。そのうちの1点目が、日本郵政公社民営化の問題でございます。基本的に資料1-1、それから参考1、その2つを参照しながらご説明したいと思います。

まず、簡単に日本郵政公社の民営化の枠組みについて、ポイントをご説明いたしたいと思っております。参考1に図がございます。前回の委員会でもご説明した図でございますが、この10月1日に日本郵政公社というものが廃止になりまして、幾つかの新しい会社が設立されます。

参考1の図の右側に4本縦の柱がございますが、4つの具体的な事業を行う会社が設立されます。右側の2つ、貯金と保険は、それぞれ郵便貯金あるいは簡易保険の業務を引き継ぐものでございます。それから、1つ飛ばして2つ左にいくと、郵便事業株式会社というものがございます。これは、いわゆる郵便事業を引き継ぐ会社になります。そこに挟まれている郵便局株

株式会社というものが、以上の3つの業務を行う会社の窓口のネットワークとして機能する会社でございます。

以上4つの事業を行う会社の左隣に日本郵政株式会社というものがございます。これは、いわゆる持株会社として機能する会社でありまして、郵便事業株式会社あるいは郵便局株式会社の株式を常時100%保有するというものです。なお、設立当初におきましては、郵便貯金銀行あるいは郵便保険株式会社、それら2社の株式も100%保有するというようになっております。この2つの会社は、柱が下の方にいくと徐々に細くなっておりませんが、これは、日本郵政株式会社が持っている株式を徐々に売却していった、最終的に10年後までにゼロにするということをおこなっている図でございます。日本郵政株式会社自体の株式は、政府が当初100%保有するというようになっております。これについては、できるだけ早く売却を進めて、政府保有比率を3分の1に近づけていくという規定が設けられているところです。

日本郵政株式会社のもう一つ左側に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構というものがございます。これは、これまで契約してきた既存の郵便貯金あるいは簡易保険の契約を引き継いで管理し、貯金を払い戻したり、保険を支払ったりといった業務を行う、要するに過去の郵便貯金と簡易保険の契約を引き継ぐ組織でございます。以上が大体のイメージになります。

具体的に論点に入りたいと思います。資料1-1の2ページ目、これらの組織の部門分類を考えるに当たって論点になりそうな点を組織別に挙げてございます。

日本郵政株式会社につきましては、先ほど申し上げたとおり、所有という点においては当初は100%政府が保有していて、徐々にそれを売却していった、3分の1に近づけるという内容になっております。支配という観点につきましては、役員の人事面あるいは事業計画等、いずれについても大臣認可が必要という形式になっております。したがって、我々がその分類の基準としているやり方に従うと、これは公的部門という整理になりますが、それで適当かどうかという論点でございます。

もう一つ、日本郵政株式会社に関しての論点は、一般政府か公的企業か、あるいは公的企業になった場合に金融か非金融かという論点でございます。これについては、公的企業であるというところは恐らく異論はないかと思えます。金融/非金融というところでちょっと論点を挙げさせていただいておりますが、現在の我々の使っている基準によりますと、金融資産が90%以上ということ金融機関である基準にしておりますが、持株会社というものにそれを当てはめると、それで自動的に金融機関になってしまうんですが、果たしてそれでいいのかどうかという問題意識がございます。今の基準をつくった際に持株会社というものが想定されて

おりませんでしたので、そこは新しく持株会社の取り扱いについて整理をした方がいいのではないかとといった問題意識がございます。93SNAのマニュアルに従いますと、持株会社の金融／非金融の分類というものは、それにぶら下がっている子会社のメインの業務が金融か非金融かというところで判断するということになっておりますので、それに従いますと、郵便貯金や郵便保険という金融の業務も当初はございますが、それはいずれ株が完全に売却されてしまって切り離されていくということでございますので、郵便事業あるいは郵便局会社の業務を見ると非金融ということで、非金融にしたらいいのではないかと考えておりますが、それで適当かどうかという論点でございます。

次に、郵便事業会社と郵便局会社は法律上の規定はかなり似たものでございますので、セットで申し上げたいと思います。これについては、公的／民間の区分ということで、持株会社の扱いが議論になるわけでございます。我々のこれまでの基準ですと、公的企業の子会社は公的部門には含めないという切り分けをしておりましたので、持株会社の子会社は自動的に公的部門の外に出てしまうんですが、果たしてそれでいいのかどうかというところでございます。先ほど申し上げたとおり、持株会社についてはこれまで想定しておりませんでしたので、きちんと持株会社についてルールを設定した方がいいのではないかと問題意識でございます。

具体的に所有・支配の関係がどうなっているかということですが、所有については、先ほど申し上げましたとおり、郵便事業会社、郵便局会社いずれも日本郵政株式会社が100%株を持つという形式でございます。一方で支配に関しては、余り政府の関与というものはございません。郵便局会社についてはいずれもありませんし、郵便事業会社は事業計画の大臣認可というところだけ政府の関与があるという形になっております。これらについての所有・支配の判断をどうすべきかというところが論点でございます。

それから、郵便貯金銀行、郵便保険会社の2つは、全く法律上の構成は同じでございます。所有関係は、先ほど申し上げたとおりでございます。発足当初は100%日本郵政株式会社が持ち、10年間で完全に売却するというものであります。支配の関係は、郵便局会社や郵便事業会社は特別法がございましたが、郵便貯金銀行あるいは郵便保険会社のいずれも特別法はなくて一般の商法に基づく会社ということでありまして、支配という面では政府の関与は全くないという形になっております。そういった会社について所有・支配の関係をどうとらえるべきかという論点でございます。

最後に、独立行政法人の分類。公的であるというところは異論がないかと思いますが、それが一般政府なのか公的企業なのか、あるいはその中でも金融か非金融かという論点です。これについては、今の我々の基準に従っても金融になりますが、業務の内容を見ましても郵便貯金

あるいは簡易保険の既契約を引き継いでいくということでございますので、金融機関でいいのかなと思っておりますが、それに関してご意見をいただきたいという趣旨でございます。

したがって、論点になりそうなのは、持株会社の子会社の取り扱いをどう考えるかというところ、それから、移行期間中、株式が徐々に売却されていくプロセスにおいて、どの時点で民間に移ったと考えるか、そのようなところが主要な論点になるのかなと考えております。

それで、前回の委員会の際に、移行期間中の扱いについて、過去の前例なども見てみたらどうかといったお話もございましたので、整理してみました。それが資料2でございます。過去の事例として公的企業の民営化された事例は6つございましたので、それについて過去においてどういう取り扱いをしたかということが整理してございます。

左側の欄に検討表というのがございますが、ここに書いてあるプロセスが現在我々が政府機関の部門分類をする際に使っている基準でありまして、もう少し詳しいものは資料3に添付しております。この検討表の流れに従って○か×かを判定していったら、すべて○になったら公的部門と判断するというものでございます。この基準に従って過去どのように整理したかということも右側にまとめております。

6つの事例がございますが、パターンによって大きく3つに分かれます。まず1つのパターンはJR各社、上段の一番右側のものでございます。これについては、株式は政府自体が保有するということではなくて、国鉄清算事業団が保有するという形になっておりました。したがって、ここが我々の基準では×になったということで、JR各社は発足当時から民間産業と整理されていたところでございます。

もう一つのくくりは東京地下鉄株式会社、下段の真ん中の欄でございます。これについては、政府に経営方針決定権があるかないかというところすべての項目が×ということで、ここが×になった、それによって民間産業と判断した事例でございます。

残りの4つについては、法律上の規定は、どれも同じ形になっております。ただし、道路会社各社についてとそれ以外の3つとは、判断が分かれているところでございます。この点についてちょっと付言させていただきたいと思っております。分かれているところは、政府の経営方針決定権の中の資金計画、それから予算について政府に認可権があるかどうかというところの判断でございます。いずれも事業計画に添付と記入しておりますが、これは、法律上は特にこれらについて大臣に認可権があるということは書いていないんですが、法律の施行規則、省令のレベルで、事業計画の認可の申請をする際には資金計画あるいは収支予算書を添付しなければならないと規定されているということでございます。その判断をどうしたかというところで分かれております。過去のNTTとかJTあるいは成田空港について判断した際には、法律上

にそういう規定がないのだから、そこは×でしょうという判断をして、政府に経営方針の決定権がないと判断したところでございますが、道路会社について判断した際には、その解釈を変えたということでございます。要するに、事業計画を認可するかどうか判断する際に資金計画あるいは予算も見るということですので、3つ合わせて大臣が認可しているのと同じだろうということで、いずれも○と判断したということでございます。そこが判断の分かれたポイントでございます。

私からの説明は以上でございます。本日は、結論を得るというよりは、これらの論点についてご議論をいただきたいと思っております。それを踏まえて、今後具体的な分類案をつくって、それをまた議題に上げたいと考えております。いったん説明を終わらせていただきます。

○中村委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明にご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきたいと思っております。いつものとおり、発言の際にはネームプレートを立てていただきたいと思っております。

それでは、岩本委員、お願いします。

○岩本委員 まず、郵便事業会社と郵便局会社について、持株会社の子会社であるという新しい問題であるというとらえ方のご説明があったんですけれども、私は若干違った考え方をしておりますので、それをご説明したいと思っております。

J Rの民営化のときにも相当するんですけれども、要は特殊法人や独法が100%株を持っていけば民間会社であって、一般会計あるいは特別会計が100%株を持っていけば公的企業だという振り分け方というのは、これはおかしいと感じる方も相当おられると思うんです。その根拠なんですけれども、資料4の93 S N Aのマニュアルがつけられておりまして、その1ページの下の方に4.72というところで、この場合、公的非金融法人企業の定義なんですけれども、これは「政府単位によって支配されている」から、政府単位でないものによって支配されているものは公的企業でないという解釈になっているんだろうと思っております。しかし、この部分は私も若干腑に落ちないところがあって気になっていたんです。

これにつきまして私の方で資料を用意してきましたので、そちらの私の資料の方をごらんいただきたいのですけれども、2のところ「公的企業の子会社は民間企業か」という題で書いている部分があります。今年の7月に93 S N Aの改定の作業の一つとして、第4章のInstitutional units and sectorsのドラフトがウェブの方に公開されておりました。そこで、公的企業の定義があらわれる4.64というセクションなんですけれども、これを読みますと、公的企業というものは、政府単位、その他の公的企業、あるいは政府単位と公的企業の組み合わせ

せが支配するものという定義がありまして、こちらの部分がある意味変わってきているということが言えるかと思えます。私の資料の方に引用しました定義によりますと、持株会社が公的企業と判断されれば、その公的企業に支配される子会社も公的企業になるという形になるということです。それで、公的部門の定義に関しては93 S N Aの改定のところでいろいろと議論があったんですけども、「主にファイナンスされている」という部分が定義から外れるというところで議論があったんですけども、この部分に関して私の知る限り余り大きな議論にはなっていないように思えます。ということは、93 S N Aの現在のマニュアルから今度の新しいマニュアルに至るに当たって、定義を変えているというよりは、むしろ93 S N Aのマニュアルのところで不明確であったものをより明確にしたという解釈の方が成り立つのではないのかなと考えております。ただし、私はこのすべての議論を承知しているわけではありませんので、もしかしたら思い違いがあるかもしれませんけれども、まだドラフトですから、正式な決定ではないと思うんですけども、こちらの方の定義に沿えば、少しこちらの判断、郵便事業会社と郵便局会社の判断が違ってくる、あるいはJ Rの解釈に関しても変わってくる余地があるのではないかとこのことをまず申し上げたいと思えます。

次に質問になるんですけども、資料2の方でご説明がありましたけれども、道路会社の方の3の政府の経営方針の決定権について、これまでと判断が分かれたということなんですけれども、形式的には同じものを、今回判断を変えたということによろしいのでしょうか。

とりあえず以上です。

○中村委員長 では、その質問の点をお答えいただきます。

○二村国民支出課長 後者の質問の点はそのとおりでございます。

1点目の93 S N AのRev. 1の件でございますが、私の認識としても岩本委員と同じでありまして、公的部門の範囲について定義を変える議論というよりは、今まで曖昧だった点をより明確化するための議論が行われてきたと認識しております。

○岩本委員 またその議論を受けての話なんですけれども、そうすると、要するに現在使われている現行基準と、93 S N Aが本来意味してきた基準にずれが生じているというのが現状になっているわけです。ですから、現行基準に従って判断するのか、それともそれを修正した基準を適用するのかという問題が新しく出てくると思えますので、それをどうするかというのはかなり重要な問題だと思うんですけども、どのような考えでおられるのでしょうか。

○二村国民支出課長 具体的に個々の機関を割り振る基準を再検討するという点については、前回の委員会でもちょっと申し上げましたが、それをやりますと、すべての機関をもう一度判定し直して、判定し直した結果に従って計数を推計し直すという作業になります。それは時系

列的にやるということになりますので、そういう作業は基準改定といった大きな改定の際にしかできないのではないかと考えております。

ただ、議論につきましては、かなり時間のかかる議論かと思えます。先ほど申し上げたとおり、外国はどうしているかといったものも集めたいと思っておりますし、93 SNA Rev. 1 がどう確定するかというところもある必要があるかと思えます。それから、個々の機関についても、こういう基準にしたらどうなるかといったところもある程度検討しながら進めていく作業があるかと思えますので、そういう議論はどんどん始めていきたいと思っておりますが、最終的に新しく基準をつかって、それで見直しをして、計数を改定するというタイミングは、基準改定というタイミングになろうかと思っております。したがって、当面この日本郵政株式会社、あるいはもう一つ次の議題に上ってくる18年度の確報においてどうするかといったことについては、他の機関との整合性ということもありますので、そこから外れない範囲で整理したいと考えております。

○岩本委員 そうすると、どのタイミングという問題になってくるということはわかりましたが、これを改定する場合には、かなり遡及して改定していただかないと、我々使う人間としては継続性が保たれないということがありますので、タイミングとしては次の基準改定を目指していただければありがたいと思うんです。93 SNAのもののマニュアル自体が改定されますと、それに伴ってまた改定がありますので、そうすると、その段階でいきなり長期の時系列がそろわない可能性があると思うんです。タイミングとしては、93 SNAの改定が適用されるのは恐らく次の次の基準改定ぐらいではないかと思っておりますので、次の基準改定時期にかなり長期の時系列がそろった段階で変えていただくのが、ユーザーとしては混乱が少ないのかなと考えております。

○中村委員長 それでは、作間委員、お願いします。

○作間委員 委員長、ありがとうございます。岩本委員から重要なポイントについてはもう既に発言済みなんですけれども、関連した発言をしていきたいと思えます。資料2の説明を支出課長がなさいまして、それによって、従来我が国の国民経済計算統計の公的、民間格付けにはかなりの混乱、誤りがあったということをはっきりしているかと思えます。例えば平成16年の東京地下鉄というところは、民間産業になったようなんですけれども、所有基準から考えて、実は国と都を合わせれば100%の所有であったと資料から読めます。そうすると、どこをどう考えても公的だろうと思うわけです。そのような判断がなされていなかった。今回この委員会ができたこともあって、そのような判断を岩本委員がおっしゃったように過去の判断にさかのぼって訂正していく必要があるということは了解済みのことであるかと思えます。その変更のタイ

ミングはいろいろと議論があるのかもしれませんが。岩本委員の発言とも関係しますが、68 S N A のときには、確かに S N A の記述そのものに混乱を生ぜしめる原因があったと思うんです。所有支配の基準と当時から呼ばれていましたけれども、所有と支配が and / or でつながれているという記述だったんです。だから、所有基準・支配基準の両者の関係が 68 S N A の時点では不鮮明であった。だから、それが混乱を生じさせたとも言えるかと思います。

ただ、その点の不明確さは 93 S N A では完全に払拭されまして、所有・支配の 2 つの基準が挙げられていますけれども、支配基準がより根本的なものである。要するに、所有基準というのは 50% 超の持ち分を持っていれば自動的に支配ができるという、支配のための十分条件であって必要条件ではない。支配の方が根底的である。そのことさえわかれば、あとはいろいろと応用問題なんですけれども、先ほど来議論されていることは、間接支配の可能性ということだと思います。50% 超の持ち分を持っているその他の理由で支配できる組織があったとして、その組織が、例えば 100% の持ち分を持っている組織があったとする。それは支配できるんです。そのような間接支配の可能性も 93 S N A の規定からは明確だったと思うんです。そのことは、我が国の国際収支統計ではありませんけれども、例えば S N A としての直接投資企業の判断基準にも出ています。直接投資企業というのは、直接・間接を含めて 10% の持ち分があるという規定になっております。

Rev. 1 を持ち出すまでもなく、そのような 93 S N A の規定の応用問題として考えますと、今回の資料 1 - 1 の判断についてなんですけれども、郵政株式会社は公的でよいし、金融機関の分類基準がおかしいというのは、この委員会でももう指摘されている点だと思いますので、それによらず新たな判断をされているわけなんですけれども、妥当ではないかと思っております。郵便会社と局会社については、先ほどの間接支配規定の考え方が成立すると思っておりますので、現行基準に照らせばというのはともかくとして、公的法人企業ではないかと思っております。貯金会社、保険会社につきましては、支配という点から、本当に政府支配がないのかどうか、ちょっと質問したい点があるんですけれども、それがなければ、持ち分を考えていけばいいということになるのかと思います。ただ、その持ち分の計算はかなり複雑だと思うんです。つまり、間接支配の可能性も含めなければなりませんので、国が持っているもの、地方公共団体が持っているもの、そのほか公的法人企業に分類されているようなものをすべて合わせてどの程度の持ち株があるのか、持ち分があるのかということを経営しなければ判定できないように思えます。例えば、郵便局ネットワークあるいは郵便貯金制度を維持したいと思っている地方自治体などは、株式を持っていたと思うに違いないということもありますので、これはかなり複雑な計算になるかと思っております。でも、当初、現時点での判断はもう資料からはっきりおりま

して、公的でいくしかないと思います。

支配に関して質問したかった点というのは次のようなことなんですけれども、そちら側にいらっしゃる方の半分ぐらいの方は出席されていた会合なんですけれども、一昨年でしたか、レスター・サラモンさんが内閣府にいらっしゃって講演会をおやりになった。そのときに、実はサラモンさんというのはノンプロフィットの専門家なんですけれども、非営利組織を民間に考えるか、一般政府に考えるか、なかなか微妙な問題がありまして、その辺についてサラモンさんはおもしろい議論をされたんです。その組織がみずからの意思で消滅することができれば、それは民間である。それができなければ、政府だと。その基準がここでも適用可能なのではないか。みずから消滅できるかどうか、それがコントロールされているとすれば、それは重要な公的関与だと思いますので、それはみずからの意思で消滅することができるのどうかを追加情報として教えていただきたいと思います。

以上です。

○中村委員長 ご質問の点、いかがですか。

○二村国民支出課長 今のご質問は、郵便貯金銀行と郵便保険株式会社ということでよろしいでしょうか。それにつきましては、移行期間中は大臣の認可がないと解散できないとなっております。移行期間というのは、10年たてば自動的に移行期間は終わりますが、それより前であっても、民間の金融機関との競争条件上問題ないかとか、利用者へのサービス提供の観点からいって問題がないかどうかということ判断して、そういう点でもう政府の関与がなくていいと判断された時点で、一その判断は内閣総理大臣がすることになっておりますが一、その時点で移行期間が終わるとなっております。移行期間が終われば、もう普通の会社と全く同じで、解散するかしないかはみずから決めるということになるものでございます。

○作間委員 そうすると、移行期間終了までは支配基準から考えて公的、移行期間終了後は持ち分基準で考えればよいということになります。

○二村国民支出課長 そういうご意見を承って、整理したいと思います。

○中村委員長 本日は結論を出すということではなくて、幅広くご意見を伺うという趣旨です。関川委員、お願いします。

○関川委員 既に岩本委員、作間委員がおっしゃられたこととかなり重複する面もあるんですけれども、会計の立場からちょっと。基本的にこちらの方の統計の基準自体の、公的部門になるか、民間部門になるかという基準そのものは、会計の世界の子会社の判定基準と基本的な考え方は全く同じだと思います。したがって、会計の立場からということでもありますし、今後省庁別財務書類との整合性を考える上で、省庁別財務書類の方はそういった会計の考え方を全

面的に採用して作成されることになると思いますので、という観点でお聞きいただいても結構なんですけれども、まず、今の現行の規定をちょっと離れて、本来どうあるべきと考えるかという観点からお話ししたいと思うんです。

今までの支配かつ所有といった話がいろいろ出てきて、andかorかという話が出ているんですけれども、もともと支配と所有というのを並列に考えるというのがちょっと変なような気がして、会計の世界で判定する場合、いろいろ変遷はあるんですけれども、基本的には支配基準という考え方が現在使われています。それは何を意味しているかという点、もともと伝統的には所有基準で、議決権が50%を超えているか超えていないかで判定していたんですけれども、議決権が50%を超えていなくても支配しているような事例があるということで、支配基準が用いられるようになったという歴史的経緯もあります。考えると、そもそも作間委員もおっしゃられたように、50%超の議決権を持っているということは、支配を否定するその他の特別な要因がない限り、支配していると考えて問題ないということなんだと思うんです。その他の事例というのは、例えば黄金株のようなものがあって、あるいは法令の規定があって、50%持っているだけけれども、支配権を行使できないといった特別な規定があれば別なんですけれども、特別な規定がなければ、50%以上の議決権を持っているということは、すなわち取締役会の多数の役員を任命することができるわけですから、経営方針や例えばそういう認可をする必要すらない。もともと自分たちで選べるわけですから、認可権を持ってなくても別に何ら問題なく、政府として役員を認可する以前の問題として、株主としてだれを任命するか、基本的に自由に決めることができるかと考えるのが自然ではないかなと思います。したがって、支配の一つの形態として、所有による支配と、所有権が50%ないだけけれども、いろいろな要因を考慮して、例えば四十何%あっても、他の株主がすべて少数株主であるとか、そういう法令による特別な権限を持っているかということを考えて、議決権は50%に満たないけれども、支配していることがあり得ると考えるのが自然なのではないかなと考えています。

したがって、「かつ」か「または」という点はそういった形で整理していくことが必要なのではないかというのが1点と、それに照らして考えれば、現在いわゆる間接的な所有というものは全く考慮されていないようなんですけれども、当然間接的に所有していても、政府が50%超の議決権を有している組織体がさらに50%超の議決権をあわせて持っていれば、それは同じように支配できるわけですので、そういった間接所有を考慮しないということは理屈に合わないのではないかなと考えています。

あともう一つ、今ここで資料で説明していただいたことに対する疑問があるのは、郵政株式会社の問題のところ、例えば金融法人／非金融法人の分類に関して、今後貯金会社と保険会

社の株式を処分するとされているので非金融であると判断するという考え方が示されているんですけども、今後どうなっていくかということとはともかくとして、現時点の格付けを考える上では現在どうあるのかということを考えるべきなのではないかなと私は思います。というのは、少なくとも会計の世界の常識で考えれば、将来どういう規定があるかというのは、それはなっただけに変えればいいだけの話であって、将来株式を処分する予定があるから現時点では子会社ではないとか、そういう議論は一切成り立たないと思います。現時点では間違いなく支配しているわけですし、影響を及ぼすことができるわけですから、それは現実に処分されたときに変更することを考えた方がいいのではないかと。

その2点について、意見を申し上げました。

○中村委員長 それでは、藤井委員、お願いします。

○藤井委員 私も3点ほど、感想と質問、あわせて申し上げさせていただきたいと思います。

第1点は、今、関川委員からお話のあった点なんですけど、会計では、その時点での所有と支配というのはおっしゃるとおりだと思いますし、株式会社というのはもともとそういうものなので、分けて考えるのは違和感があるというのはおっしゃるとおりだと思います。けれども、公的企業の場合に特に問題になるのは、特殊会社であった場合のケース、それからダイナミックな、つまり民営化を視野に置いている移行過程をどうするかという点です。その政策過程で、組織が民営化をする時点で株式会社化し、株式の売却中のどの時点まで政府に属するか、政策判断から、いつまでに売却するか、あるいは即時売却するのかなど、さまざまな選択肢があるということだと思います。ですから、その意味では、この時点を見たらどうだということだけでは判断し切れない問題があるというのが、まさに民営化のプロセスにかかわる公的企業の分類の問題なのではないかなと思います。

先ほど最初の方のご説明のときに、株式の保有の状況が変わってきたのに応じてどう見直すかというご指摘もちょっとあったかと思うんですが、余りしょっちゅう変わってもどうかという感じもいたしまして、基本的に民営化を目指すということで経過措置として何年間かが置かれているという場合と、それから将来もかなり規制をかけて監督していくという場合の毎年の格付けの判断というのは違うものがあるかもしれないではないでしょうか。むしろ、途中で株式の保有比率がちょっとずつ変わったら、ある時点から民営化ということにするのが本当によいのかどうか。当然、これは郵政の場合はよく知らないんですけども、売却一般の場合ですと、株式市場の状況などを見て売却していくとか、いろいろな別の政策判断が入ったりしますので、今年の年度末を見たらこうだったから、所有構造がこうだったからと変えるべきなのかどうかというのは、イタリアとかヨーロッパでかなり民営化の事例があると思いますので、ダイナミ

ックな扱いとしてどうしたかということをよく御検討いただけたらいいのではないかなと思います。

間接所有を入れるべきというのは（支配目的であれば）そのとおりだと思いますが、全体を見直されるという話の流れに今なっているようですので、そのときに検討いただければと思います。「定常状態としてこういう会社」という話と、「民営化を視野に入れて経過措置としてこういう会社」という場合の扱いの差というのは、政策目的も含めて判断していくべきではないでしょうか。特に、最近独法がふえまして、独法の整理もいろいろあるのではないかなとも思いますので、全体を整理されるときには独法の位置づけもあわせてご議論いただければどうかなと思います。

それから、質問の方は、この郵便事業会社と郵便局会社が、今の事務局のご説明ですと、私の理解した範囲では、端的には公的企業の子会社だから民間会社だということなんでしょうか、
○二村国民支出課長 今の基準で機械的にやると、おっしゃるとおりでございます。

○藤井委員 そこに何かやや違和感がありまして、そもそも局会社と事業会社というのが実際どうなっていくのか、私はいま一つイメージがよくわからないのですが、民営化の資料などを見ますと、民間に全く同種のサービスがあるかどうかというのはよくわからない業務もかなり含まれていますね。代理店業務とかもありますけれども、自治体の証明書を出すとか、あるいは郵便局はちゃんと設置しなければいけないとか、当然郵政民営化のときにさまざまな政策問題として議論になったことがここに集約されていると思いますので、この資料1-2に○×がつけられている、特にサービスの市場性の方で○×というのはこう単純に切り分けられていいものかどうか。10年後、移行期間後の姿としても、必要な監督を行うという意味がどういう意味なのか、そこを重視しますと、民間企業というイメージとはちょっと違うんじゃないかという感じがいたします。ですから、もう少し業務の中を見るとき、5とか6の基準かと思いますが、細かく今後の郵政事業の実態を見ていったらいいのではないのでしょうか。今の基準ですと、この10月1日から4つとも子会社は全部民間産業になってしまうということなんでしょうか。

○二村国民支出課長 今の基準でやると、そうになってしまうということです。

○藤井委員 それは、でも今日結論は出さないということですが、この4つはもうここ3カ月ぐらいに決めないといけないんですよ。今のご提案では4つとも民間企業になって、親の郵政と、それから機構が公的企業として残って、機構が金融で、郵政の方が非金融ということですか。

○二村国民支出課長 提案ということではなくて、今の基準に照らすとこうなってしまうけれ

ども、我々も違和感を持っているところがありますので、そこは議論をする必要があると思っております。

○藤井委員 理屈についてはさまざまな整理が必要だと思いますけれども、違和感という意味で申し上げれば、事業会社と局会社は移行期間後においても民間企業とは違うのではないかなという感じはいたします。

それから、先ほど一番最初に申し上げた点と関係するのですが、持株会社を想定していなかったので持ち株の検討がされていないというお話なんです、持ち株の意味も、形式的にここで株式を持っているということだと思いますが、先ほど関川委員がおっしゃったように、民間だと、恐らく持株会社というのは、当然子会社に対し、資本なり支配のコントロールをするという意味でできていると思います。政府の場合はそういう意味での持ち株ということなのかどうか。そこも多少その意味が違う場合があるかと思いますが、よくご検討いただけたらと思います。

以上です。

○中村委員長 では、跡田委員、お願いします。

○跡田委員 私は、余り細かいお話よりも、いつも同じようなことを言っているんですが、統計ですので、継続と、それから変化をとらえるのと、両方が必要なんじゃないかと。今までは継続のことばかり言っていたんですけども、変化をとらえるというのもやっぱり必要だろうと思います。今回の場合、政策的に民営化ということをやっているわけで、JRのときも電電公社のときもそうでしたけれども、民営化という方針のもとに一応民営化らしいことをするわけなので、今までの基準でとりあえずはやっていくという考え方で、この10月1日に向かってはそうせざるを得ないんだろうと思います。それで継続的に数字をつくっていただくというのはあってもいいんじゃないかと思うんですけども、それに対して、先ほど岩本さんが言った基準改定は2010年ですか。ですから、その基準改定と言ってももう余り時間はないので、そうなると、そこまでに全部遡及統計ができるかという、多分できないですね。恐らく、例えば1970年ぐらいまで遡及するとなると、また2～3年かかってしまうだろうと思いますので。だから、私の場合には、要するに常に継続的に数字が使えるということと、変化があった年は変化があった年でわかるということと、この2つが両方あってほしいんです。財政学をやっていると、これは非常におくれた学問で、例えば財政規模を単純にGDP比でとらえても、今は93年でポコッと比率が変わってしまうわけです。だから、そういうのが困ってしまうので、継続的なものが欲しいなという話と、変わったところは変わったでちゃんととらえられるようにしていただきたいので。

では変える際にどうするかというんですけれども、しかし、実態をとらえて考えろと、例えば株式の保有割合で考えろということになると、例えば今JRなどでも、恐らくJR北海道と四国は半永久的に株は売れないだろうということになっていて、それを清算事業団が持っているという状態で、清算事業団というものをどう考えるかがまた問題なんだろうけれども、基本的に今回の持株会社と同じような意味で考えると、実は民営化できていないという話になってしまうということなので、余り途中の段階というのは、私は考慮しない方がいいだろうと思います。この統計をつくる限りは、いったん民営化という形で民間として分類する方がいいのではないかと。ただ、長い歴史の中では、フランスだったかな、民営化したり公営化したり、10年ぐらいのオーダーでころころ変わったりするわけです。またこの2つの局会社と郵便会社は国有化するなどということがあり得るかもしれない。だから、そうなったときにはまた国有化という形できちんと統計をもとに戻すという作業をする。ある程度政策的にこういうことが行われている段階では、統計もある程度それに従った形で、いったんは動かした方がいいんじゃないかと。

株式の状況、支配の状況というのは、それぞれの会社についてチェックをしていけば、おかしいということはわかるわけなので、民営化できていないという、政策が達成できていないという問題点としてはそれを批判してもいいんですけれども、統計という段階ではある程度継続的に、いったん民営化したなら民間企業扱いでずっといくという形の方が利用者としては助かるなど。厳密な変化という点をとらえるならば、そういう細かい株式の売却状況も考慮してやるというのも考え方としてはあるかもしれないんですけれども、私はそこまでやらない方がいいんじゃないかなという、少し雑駁ですけども、利用者側からの考え方としてはそういうのもあり得るのではないかとということです。

以上です。

○中村委員長 では、岩本委員、お願いします。

○岩本委員 作間委員の議論の中で、判断基準を変えていくとすれば、どのように変えるのかというところに話が及んでいると思うんですけれども、他の委員の意見も結局そういうところに関係してくると思うんですが、これについてはできるだけ早い議論が必要だと考えています。93SNAの改定のところで、これに関してペーパーも出ているんですけれども、複数のインディケーターが例示で出されているという状態であって、SNAの方で特にこの方式に従いなさいという特定のものが決まっているわけではない状態だと理解しております。だから、これをどのように日本の場合に当てはめていくのかという問題ですから、これは結構複雑で、十分注意して議論しなければいけない問題だろうと考えています。そのインディケーターをもちろん

すべて使うから始まって、あるいは1つだけに絞ってとか、あるいはどのように組み合わせるということで、本当にさまざまなバリエーションがあるわけです。ですから、まずこれはいろいろシミュレーションをやってみるということではないかと考えております。

例えば、所有50%というところを唯一の判断基準としてやったらどのような結果になるのか、それが我々の印象とどこまで合致しているかといったことのチェックだろうと思います。要するに一つの基準で、しかも機械的にも判断できる基準というのは、ある意味非常に簡単なものになるわけですから、そうでなければどういう基準を組み合わせるのかという形で、これも組み合わせによってさまざまなバリエーションが出てくると思いますので、これはある意味で帰納的に決めていくということではないのかなと私は思っています。適用した結果も見て、それをまたフィードバックしていくという形で進めていくのがいいかと思えます。

ただし、その過程はもう内部作業としてやって、あと最後に結果だけ出るということではなく、いろいろとパブリックコメントを求めながらやっていただいてもいいのかなと考えておりますが、そういう議論をやらないと、こちらの方の郵政に関しての納得のいく決着というのは得られないんじゃないのかなと思います。

○中村委員長 作間委員、お願いします。

○作間委員 関川委員のご発言に賛同し、跡田委員のご発言に反対する立場から発言したいと思えます。

では反対する方からですけれども、前回の会合でしたか、Network Railの格付け問題で英国ONSがいかに格闘しているか、苦闘しているかということ報告いたしましたけれども、公的部門の格付けが非常に厄介な問題なのは、それが政治的なインプリケーションを持つからです。そのときどきの政権というのはいろいろなイデオロギーを持っております。例えば、多分日本政府というのは小さな政府の方がいいんでしょう。それから、ちょっと聞いた話ですけれども、中国というのはどんどん市場化が進んでいるように思えますけれども、政府所有企業、国有企業の比率というのは昔どおり高いですね。恐らく中国では、国家統計局がSNA基準どおりにやっていたらしゃるんだと思えますけれども、それに何らかの政治のにおいを感じている人もいます。そんなに市場化は進んでいないという宣伝をやりたがっているといった解釈を、僕は間違っていると思えますけれども、する人もいます。つまり、この問題というのは非常に政治的に微妙な問題であるということです。

では統計の立場からどうすればいいのかというと、まず政府がどう宣伝しているかということとは気にしない。政府はこれが民営化だと言っても、それは一応気にしないことにする。その上で、SNAの基準で考えればどうなるかということをしてできる限りSNAに忠実に考えていく。

それはまさに英国のONSがやった作業です。それと同じ作業を我々もやるべきだと考えております。そうすると、跡田委員のご発言というのはいましかすると、JRを民営化したと政府が言っている、だから民間にすればいいではないかと聞こえてしまうのです。それは反対すべきだと思っております。この会合で申し上げたかもしれませんが、だれから聞いた話かは忘れたことにしておきますけれども、なぜ日本は公的のand/orの判断がSNAと合っていないのかということを知ったところ、SNAに合わせて公的・民間の判断をしていったら、至るところ公的だらけになってしまうのではないかと聞いたことを言った人がいまして、それはちょっと政治が入ってしまっているんです。統計に政治を持ち込んでいる。それは、統計の信頼性をかち取る、確保する、維持する、向上させるという目的から考えて、統計の側としては絶対やってはいけないことであると考えております。だから、この問題に関してはSNAにできるだけ忠実にやるしか、ほかに方法はないと僕は思っておりますけれども、黒田先生は多分違うお考えかもしれませんが。以上が跡田委員の発言に反対する論点です。

もう一つは、関川委員のご発言に賛同する論点なんですけれども、金融機関の問題です。従来は金融資産が90%以上というSNA上何の根拠もない判断基準を持っていたということ、それが問題であるということはもうこの会合でも確認済みであるかと思えます。したがって、持株会社の金融／非金融の判断について、それが支配する法人グループの主な活動で判断するとした今回の支出課長の論点整理は正しいかと思うんですけれども、では現実の郵便貯金銀行と保険会社についてどうなのかということ、将来どうなるかということではなくて、現時点でどうなのかということによって判断すべきであるというのが関川委員のご発言に賛同する点です。それで情報が欲しいんですけれども、実はよくわからない情報が欲しいんですけれども、発足年に何らかの尺度で考えて金融の活動、非金融の活動のどちらが大きいのかということなんです。何らかの尺度というのは、何を尺度とすればいいのかよくわからないんですけれども、例えば産出額なのか、就業者数なのか、いろいろとあると思うんですけれども、何らかの尺度で考えて、金融・非金融の活動のどちらを主と考えるべきなのかということについてちょっと情報をいただきたいと思えます。

○中村委員長 それは直ちには無理ですね。

○二村国民支出課長 そうですね。ちょっと手元に情報がないところもありますので、この場ではお答えできないんですが、申しわけありません。

○中村委員長 それでは、関川委員、お願いします。

○関川委員 一つ注意しなければいけないのは、民営化、民営化と言っているんですけれども、多分この現象を民営化と称しているのは日本だけで、国際的には今起きている郵政の組織形態

の変更は民営化とは呼ばれないのではないかなと思います。私は別にその方面の専門家ではないんですけども、いろいろな文献を読んでいると、privatizationのほかにcorporizationという言葉がよく出てくるんですけども、要するにprivatizationの前提として会社化を行うということです。その国によって法制度は違いますけれども、一般の商法なり会社法の規定に基づく会社形態に変換して、ただし株式は政府が持ち続けるという中間過程を経て民営化されていくというプロセスを通常は経ているのですが、それを株式会社にした時点でprivatizationとは普通呼ばないですし、それを民営化と言っているのは多分日本にかなり独特な言い方であるのではないかなと考えていますので、少なくとも民営化だからその時点で民間に分類するというのは、そもそも民営化という言葉の使い方が日本ではすごくユニークであるということを考えると、実態を見ていく必要があるのではないかなと考えます。

○中村委員長 では、藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 今回のprivatizationという言葉の定義とcorporizationという話が出ましたが、恐らく政府機関が政府機関の効率を上げるために、独法も関連すると思うんですけども、独立採算でとにかく仕事の目標を立ててしっかりやってくださいと言ってきた流れが、イギリスとかでは多いと思いますが、ありますね。その場合には組織形態の変更ということで、それはおっしゃるとおり、通常は民営化とは言わないと思います。今ここで郵政民営化と言っているのを、なぜ民営化とおっしゃっているのかというのは、おそらく一つのイメージは、例えば保険会社とか貯金銀行とかを最終的には100%の株式売却まで持っていくというところのイメージ。NTTなり日本たばこの場合も、あれは最後は3分の1残るんですけどか、活動としてはかなり実体的な民営化ということでした。この民営化のプロセスの表でいきますと、2017年10月以降にどうなっているかというのは、かなりその差が明らかで、仮にこのとおりにいった場合に民営化されているということで異論が出ないのは貯金銀行と保険会社だと思うんです。それらをこの10年間の格付けとしてどう扱うかというのが、先ほどちょっと申し上げた途中経過の問題です。局会社と事業会社というのは、そういう意味でいろいろ、先ほど来政治的な判断とか政策目的とか統計上の判断とかということがあって難しいところです。しかし、貯金銀行と保険会社の2つの10年間をどう扱うかというところについては、やはり総合的と言うとちょっと変なんですけれども、一最終的によりどころはSNAですから、SNAの基準に戻るとということだと思っただけですが一、法律上、先のこと書いてあるわけですから、それを勘案するということはあってもいいのではないかな、そうでないと、例えば2007年10月ないしその決算期の年度末の状況だけで毎年毎年判断するのかということになって、移行期間を置いていることの意味が余りないような感じもしてしまいます。まさに関川委員がおっしゃった意味での

privatizationは、即時株式全額売却できれば移行期間は要らないわけですが、それができない例というのは許容されないということは必ずしもないとも思うので、その点を先ほど申し上げたことに補足させていただきたいと思います。

○中村委員長 それでは、跡田委員、どうぞ。

○跡田委員 さっきちょっと言葉が足りなかったのかもしれないんですけども、まず申し上げておきたいのは、基準改定に際しては、新しい基準をつくっていただくのは、私は別に問題はないという意見です。ですから、例えば郵便会社や局会社が公的部門の方に入ってくるということ、持株会社の規定あるいは新たな支配形態というところからきて変えていくというのは別に構わないです。ただし、変えたならば、昔から全部変えた形でやってほしい。そういう連続性と変化とをきちんととらえてほしいということなので、別に政治的に民営化されたということと言いたかったわけではなくて、政策的にということなんです。これは法律上決まってこういうことになっていて、民法法人というか、商法法人というか、株式会社化すると、日本の法律の体系のもとでは営利法人なんです。だから、必ずprivatizationと一緒にしないで、法律上は許されないんです。そういう点では日本の風土の中での民営化という言葉を使っているわけなので、厳密なところは議論としてあってもいいわけですが、しかし今回の一応民営化という形で、株式会社化したわけですから、それを反映するような形で統計をつくっていただいたらいいというのが申し上げ足りなかったところなので、つけ加えておきます。

○中村委員長 では、岩本委員。

○岩本委員 民営化というのは、行革の専門家の中では3種類あって、特殊会社化と完全民営化と民間法人化ということです。その区別は、法律がどうかということと、出資があるかどうかということによって決まっているということなので、この3種類に関してSNAの方に当てはめていくとどうなるのかということで整理する必要があると思います。SNAの方は支配と所有の概念で来ているわけなので、その経営方式というものは余りその中に含まれてはいないように考えているんですけども、要するに政府が完全に支配しているんですけども、その経営的手法は例えば民間企業のようにやるといったものを我々の概念としては民営化と呼んでも、そのことはSNAの方では民間部門の方に当てはまっていけないんじゃないのかなと私は考えています。

○中村委員長 本日はお決めいただかなければいけないこともありますので、郵政に関しましては、委員の皆様のご意見をいただきましたので、それらを踏まえた分類案を事務局において取りまとめ、統計委員会における議論に引き継いでいただきたいと思います。ということで、次の議題に移らせていただきます。

それでは、次の議題であります平成18年度国民経済計算確報における政府諸機関の分類について、事務局から説明をお願いいたします。

○二村国民支出課長 それでは、資料5に従いましてご説明したいと思います。幾つか平成18年度に政府機関の組織変更がございましたが、その中から3点、本日はご意見を賜りたいと思っております。

1点目が、国有林野事業特別会計の扱いでございます。従来、この会計は国有林野事業勘定と治山勘定の2つに分かれておりました。勘定ごとに、国有林野事業勘定については公的企業、治山勘定については中央政府という部門分類をしておりました。これが18年度になりまして、治山勘定のうち的一部分、都道府県に対して補助をして行っていた治山事業は一般会計の方で経理することになりました。残った国の直轄で行う治山事業の勘定と国有林野事業勘定の2つが一本に統合されたということで、その統合後の勘定をどの部門に分類するかという問題でございます。

判断の基準として、国有林野事業、治山事業それぞれの事業規模を数字として掲げておりますが、事業として大きいのは国有林野事業ということで、国有林野事業の現行の分類に合わせたらどうかというご提案をさせていただいております。この点については岩本委員から資料を提出していただいておりますので、またそれとあわせて議論させていただきたいと思っております。

2点目が、年金資金運用基金でございます。ご案内のとおり、年金について、かつて資金運用部で運用したものが自主運用されるようになって、その受け皿としてできた組織が年金資金運用基金でございますが、それが平成18年度に独立行政法人に組織変更されております。その組織変更後の分類をどうするかという問題でございます。従来の年金資金運用基金には勘定が幾つかございまして、総合勘定、厚生年金勘定、国民年金勘定、承継資金運用勘定、この4つの勘定につきましては、一そのうち総合勘定というのはほかの3つを束ねる勘定ですので、実質的には3つと考えても結構でございますが一、社会保障制度の一部であるということから、社会保障基金に分類しておりました。これは一般政府の中の一つの内訳部門でございます。組織変更後、独法化後も同じように勘定が4つございます。そこの業務の内容も同じでございます。したがって、引き続き社会保障制度の一部ということで、社会保障基金に分類したいという案でございます。

それ以外に年金資金運用基金は別の業務を行っておりました。それが承継一般勘定という勘定で経理されていた業務でございます。具体的には、融資業務、あっせん業務、施設業務という3つがございました。承継業務というのはそれぞれ年金資金運用基金より前の年金福祉事業団の時代の業務を引き継いだものでございます。そのうち施設業務というのは、いわゆるグリ

ーンピア、大規模年金保養基地と言われるもの、これは最終的に譲渡していくという方針は決まっておりますので、その譲渡までの間の運営管理あるいは、譲渡に係る業務を行うということでもございました。この業務は17年度で廃止されておりますので、本日の議論とはかかわりないものでございます。

残る2つ、融資業務とあっせん業務が、別の独立行政法人、福祉医療機構という平成15年に既に設立されていた独法でございますが、そこに引き継がれるということでもございます。融資業務というのは、年金住宅融資、あるいは年金福祉事業団の時代には年金担保融資といったものでもございました。そういった過去に行った融資に係る債権を管理・回収する業務でございます。それから、あっせん業務というのは、教育資金貸付のあっせんということでもございます。貸付自体は国民生活金融公庫あるいは沖縄振興開発金融公庫が行うものでございますが、そこに話をつなぐという業務でございます。以上の2つが福祉医療機構に引き継がれるということでもございます。

その部分の部門分類でございますが、もともと承継一般勘定は公的企業のうちの金融に分類しておりました。一方で福祉医療機構も従来から公的企業の金融に分類しておりました。したがって、業務の承継後も引き続き公的企業の金融ということにしたいという案でもございます。

3点目は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOの格付けでございます。NEDOの中心業務は現行どおりですので、本日の議題ではございません。本日も意見をいただきたいのは、NEDOの中のアルコール事業本部の関係でございます。工業用アルコールについて専売制度が平成13年までございました。それが廃止されまして、平成13年4月からアルコール事業法という法律のもとでアルコール事業は規制を受けてきたわけですが、アルコールの専売自体は廃止されたものの5年間の暫定措置期間というものが設けられておまして、その期間においてはNEDOの中のアルコール事業本部で一手購入販売という業務が行われておりました。すなわち、実質的にはまだNEDOのアルコール事業本部で専売をしていたということでもございます。平成18年4月に暫定措置期間が終わりまして、完全に自由化ということになりました。それを受けまして、NEDOにあったアルコール事業本部が、特殊会社の日本アルコール産業株式会社に組織変更されております。本日も意見をいただきたいのはこの日本アルコール産業株式会社の部門分類ということでもございます。

ちなみに、この会社については、設立後2年以内、すなわち19年度中に株式の売却を開始しなければならないという閣議決定がなされているところでございます。これについては、資料5の3ページの下に所有・支配に関する情報を載せております。所有という意味では、発足時点では政府が100%出資でございます。役員の認可権あるいは経営方針の決定権についてはい

ずれもあるという整理になります。したがって、この基準に照らせば公的企業ということになります。本日ご意見をいただきたいのは、発足時点から民間扱いとしたいという案についてです。発足から2年以内に株式を売却する。実際、財政制度等審議会でも、19年度中に2分の1以上を売るという方針が打ち出されているものでございますので、発足時点で民間扱いということにしたいと考えているのですが、それについてはいろいろ議論もあるかと思っておりますので、ご意見をいただきたいと考えております。

以上の3点でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問をいただきたいと思っております。岩本委員、お願いします。

○岩本委員 国有林野事業特別会計についての質問ということになるんですけども、提出資料の1の方に少し数字を出しているんですけども、国有林野事業勘定が公的企業であって、それに統合されるからということで公的企業なんですけれども、そもそも国有林野事業は今でも公的企業と言えるのかなということの前々から少し懸念しておりましたので、この機会にそのことでちょっと意見を出させていただきたいと思っております。これは、遠い昔は独立採算でやっていたんですけども、ご承知のとおり大変な赤字が生じまして、一般会計の繰り入れを前提とした特別会計ということに平成10年の改革で整理がされているわけです。結局どうなっているかという、自己収入というのは非常に少なく、それ以上に一般会計からお金が入っているという状態である、それが今後も持続するだろうということになるかと思っております。

それで、財務書類は幾つかあるんですけども、省庁別財務書類の方の数字を一応ご参考までに持ってきました。平成17年度につきましては、業務費用が1,305億円です。このうち過去の借金を払っている利息がありますので、それは除いた方がいいかもしれませんので、念のために書いておきましたが、166億円ということです。これに対して自己収入が437億円しかないという状態で、一般会計の繰り入れの方が大きいという形になっているわけです。要するに生産コストの半分も収入の方で回収できていないという状況にあるということであって、今後もそうであるということで、公的企業として考えていいのかなという疑問が一つあります。ただし、別にこれは”economically significant price”以下で売っているというわけではなくて、外国からの輸入材との競争で、価格としてはつけているのですけれども、それ以上に費用がかかっているという状態だろうということなので、そういうご返答が来ることはある程度予想しておりますけれども。ただし、こういう事業になると、特別会計ではなくて、一般会計に統合するという議論が今後とも出かねない。そのときに一般会計に入った場合に、この事業を一般

会計の中で公的企業に分類し続けるのかという論点も出てくるかと思しますので、この機会に質問という形で、公的企業として分類し続けるのかという形で問いかけたいと思います。

以上です。

○中村委員長 事務局、いかがですか。

○二村国民支出課長 ご指摘をいただいた点は、その後いろいろ調べてみました。今は公的企業ということで案を出しておりますが、今回の委員会の中で意見が一致するというのであれば、一般政府の方がいいのかなという気もしております。おっしゃるとおり、平成10年にこの会計自体が抜本的に改革されていまして、そもそもの趣旨も、従来は木材生産が重点であったわけですが、そこから軸足を移して、森林の公益的機能の維持増進を柱にするということで、目的自体が変わっておりますし、その公益的機能の維持増進に係る費用は一般会計から繰り入れるということも法律上書いてございました。したがって、ウェイトがどっちが大きいかということは、岩本委員からいただいた資料のとおりで、目的からいっても重点は移っているし、実際の事業規模、費用の構造からいってもそちらの方に重点が移っているということでございますので、中央政府に格付けていた治山事業を統合するこの機会に、全体を一般政府、中央政府に分類変更することでもいいのかなと感じております。

○中村委員長 作間委員、お願いします。

○作間委員 国有林野については、岩本委員のご発言、そして支出課長のご説明で十分明白になったかと思えます。公的企業にするか、中央政府にするか、要するに市場性の有無をどちらにするかという話だと思いますけれども、岩本委員のご計算というのは、SNA基準を具体化した一つの重要な基準としてのESA基準に従って、費用の2分の1を販売でカバーされているかどうかということを説明する資料として数字が解釈できますので、ESA基準で考えても、どうも非市場である。それから、先ほど支出課長が言われたように、治山勘定を合わせたことによって公的目的、森林の維持といった政府サービスの活動と見るべきだという論点も、国民支出課長と同意見です。図書館や博物館だってコピーを販売していたり剥製を売っていたりするわけですが、その売上は大したことはないだろうし、当該機関を中央政府にするのには何の問題もなかろうかと思うのと同じことであるかと思えます。

それから、もう1点つけ加えるとすれば、輸入木材がある。その価格が上がったり下がったりすることによって恐らくこの森林維持の仕事というのは変わるものではないだろうということも、この活動の持っている公共性・非市場性を明らかに説明するものではないかと思っております。

2番目の論点については、資料どおりでよろしいかと思えます。

それから3番目の論点ですけれども、先ほど来のJRの問題とか、それから郵便貯金会社の問題とか郵便保険会社の問題とか、そのような問題と重なる部分が多いかと思えますけれども、政府がある時点で方針を持っていた、だから持ち分や支配の実態にかかわらずに判断してしまおうというのは、よろしくないかと思えます。JRなどは、民営化すると宣伝をしていたんです。でも、いまだにできないんです。先ほどの跡田委員の発言だと、JR九州あたりでしょうか、ずっとできないだろうと。方針がこうだからということで格付けを決めてしまっただけではないかと思えます。あくまでも実態。政府が何をしようとしているかということではなくて、実態で判断するというのが基本かと思えますので、先ほどの話にちょっと戻りますと、移行期間が終わるまでは問題なく公的でよろしいかと僕などは思っておりますけれども、このアルコール産業株式会社ですか、これも持ち分の実態に合わせて判断すべきかと思えます。

○中村委員長 ほかにいかがでしょうか。藤井委員、お願いします。

○藤井委員 今回の作間先生のご意見への質問なんですが、持ち分の実態は、売却が具体的にされて年度末に明らかになるわけですね。そうすると、年度初に格付けが決まっていなくても困らないんですか。あるいは、その移行期間というのは、政府の株式が50%を切った時点で格付けを変えるということでしょうか。つまり、事務局のご提案ですと、この閣議決定で2年以内に売却することが決まっていて、18年から特殊会社になりましたという、非常にわかりやすい時間の区切りで民営部門に格付けも変わりましたということですが、そのいい悪いは別として、ある意味わかりやすいですね。一方、実態基準というのは、決算が出てとか、あるいは株式だと売却した日とかになるのかもしれませんが、どこでどう判断して具体的に適用するというイメージをお持ちなのでしょうか。実際の売却は、株式市場の動向を見て、いつ株式を売り出そうとか、いろいろ手続がありますね。そうすると、その辺をどう把握して具体的に統計が変わっていくのかという、例えば四半期QEですと、途中でということも株式の保有状況ということだけを非常に厳密に解釈すればあるんじゃないかと思えますが、その辺のイメージをちょっと教えていただければと思いますが、すみません。

○作間委員 反論してよろしいでしょうか。それはご相談に応じます。要するに実態をどう考えるかということ、年初か年末か四半期か、それはいろいろとあるかと思えますけれども、それは少なくとも政府が方針を示した段階ではない。方針というのは非常にわかりやすくできていると思えますし、ストレートに政府のイデオロギーを表明するものになっているのが通例であろうかと思えますけれども、それによって統計を変えてはいけないかと思うというのが、僕の趣旨です。ただ、これは、持ち分がどうなるかというのは、先ほどちょっと申し上げましたが、非常に難しい。だって中央政府だけではないわけだから、地方自治体はどのくらいの持

ち分を持っているとか、公的法人がどうかとか、そこまで全部計算しなければ公的保有比率を決められないので、これはなかなか判断が……。

○藤井委員 でもその辺は、基本は政府が持っていて外に出すだけですので、基本的には民間にしか売らないと思いますけれども。

○作間委員 民間はほかのところに売ってはいけないんですか。このとき、公的か民間かは、素人から見ればよくわからないような、SNA統計上の基準で判断するわけですが。

○藤井委員 保有状況はすぐにわかると思いますけれども。政府機関、地方が入っていれば、予算措置しないと買えないので、公的機関が買ったというのはわかると思いますけれども、ただ、通常民営化で売却という場合は、プライベートセクターへ売却するというのがこの政策の意味なので、そのようにされることが多いと思いますけれども、ご趣旨はわかりました。

○作間委員 多分、法律の条文に民間部門と書いてあるとすれば、それはSNAの定義ではないわけです。でも我々が判断しなければならないのは、SNAの定義で民間部門がどれだけ持っていて、公的部門がどれだけ持っているかということですから、それはなかなか持ち分を計算するのは難しいから……。

○中村委員長 跡田委員、岩本委員の順にお願いします。

○跡田委員 今の議論に参加していないので申しわけないんですけども、私も大分前に国有林野をもうやめろといった論文を書いて理財局に怒られたことがあるんですけども、基本的にこれはかつては8兆円持っていたというのに、今はたしかSNAで6兆円ぐらい森林を持っているという数字を出していると思うんですけども、これは多分国有林野が持っている資産価値なんだと思うのです。それと、今何人残っているんですか。6,000人ぐらいですか。かつて30万人ぐらいいた人たちをどんどん削って行って、それでも人もついている。ただ採算が合っていないことはもう20年前から明らかなわけで、にもかかわらず公的企業にこの国有林野を分類し続けてきたというのは、何かおかしいですね。独立採算という概念がもう全くなかったにもかかわらずずっとやっていたというわけなんで、これは明らかにおかしいと。そこにさらに治山勘定をくっつけて、それで公的企業というのは、ちょっとあり得ないと思うんです。だから、これは岩本委員が言うような形で対処する方が本来の姿だろうと思います。ここに関しては理念的でいいんじゃないかなと思います。以上。

○岩本委員 国民支出課長の方から一般政府の方に格付けを変えるという案が出されましたけれども、私はその意見に賛成いたします。そうしますと、18年度の確報で変えるとして、ではいつから一般政府の方になるのだという問題が生じると思うんですけども、これはある意味どこかで転換点を見つけなければいけないということなんですが、それは案をお持ちというこ

とでしょうか。

○二村国民支出課長 もし過去のどこかの時点で変えるとすれば、やはり改革がなされた平成10年度しかあり得ないとは思いますが、そこまで遡及するというタイミングは次の基準改定ということしかないのかなと考えております。

○跡田委員 もちろん、そうしていただきたい。基準改定まで持って行って、多分変えられると思うんです。

○岩本委員 今過去にさかのぼって変えられれば、その段階でデータとしては継続していると思うんですけれども。

○跡田委員 今すぐ遡及できればですけれども、それはすぐにはできるものか、私もわかりません。

○二村国民支出課長 作業的には、この数字をこっちに移せば済むということではなくて、いろいろな計数と絡んでまいりますので、ちょっとお時間をいただいた方がいいのかなと考えております。すみません、余り部内でここまで議論はしていないんですが、そのように感じています。

○岩本委員 そうすると、18年度確報では、この統合された時期以降が一般政府に移っていて、過去のは公的企業のままいくと。それで今度の基準改定するときには平成10年度までさかのぼって変えるということですか。もしかしたらその方が使いにくいかもしれませんね。何でこの年に変わったのかということが、そういう基準が判明した時期となりますので、本当は一刻も早くとは思いますが、ただちょっと難しいですね。即座には私の方も意見をまとめられないんですけれども、考え方としては両案あるんですけれども、それぞれ長所・短所があるのかなと思います。

○中村委員長 では、国有林野まで基本的には一般政府に移しかえるということに関して、ご異論はございますか。

○藤井委員 異論ではなくて、内容はそのとおりで結構だと思うんですけれども、いつから変えるかということについては、やはり早く、10年から変えるのであれば変えていただきたいと思います。先ほどのお話ですと目的に合わせてということですね。もともとの事業特会ということの意味と違ってきて、それが変わったからだということなので、変えるのであれば、ぜひ早く10年から遡及していただきたいと思いますし、資産・負債の方にも響きますし、赤字にも響きますし、中央政府に入るか入らないかはかなりいろいろなところに影響が大きいと思いますので、ぜひわかりやすい対外説明と素早い対応をよろしく願いたいと思います。一部だけ変わってこちらは変わらないかという事態が長く続きますと、非常に使いにくいかな

と思います。

○中村委員長 では、その変更の時期まで含めまして、国有林野についてはさらに検討するということと、アルコールにつきましてもご異論があるようでございますけれども、この取り扱いにつきましては、私と事務局がさらに検討する、その上で決めさせていただくということによろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

では続きまして、統計委員会でのどのような審議を行うべきであるか、9月12日に開かれました国民経済計算調査会議の総会でも議論がありました。事務局からその際の議論について紹介させていただきたいと思います。お願いします。

○長谷川企画調査課長 それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。総会に配付された資料ということで、「今後の審議に向けて」というものでございます。ご存じのように、新しい統計法のもとで新たな統計委員会発足ということで、今後その調査審議を行うわけですが、現状、先生方に調査審議いただいたものもきちんと承継していただく必要があるだろうということで、今回の資料を作成させていただきました。

まず1を見ていただきますと、今後の審議課題ということで、(1)でございますが、新しい統計法において求められている事項ということで、2つほどございます。

まず、統計委員会におきましては、国民経済計算の作成基準というものを設定する必要があるということで、内閣総理大臣からの諮問に対しまして、統計委員会が審議・答申を行う必要があるということでございます。

2つ目といたしまして、公的統計に関します基本計画案を作成する必要があります。その際に、総務大臣は、統計委員会の意見を聞きまして案を作成し、そして閣議決定を求めなければならないということで、今回基本計画というものが閣議決定の案件として位置づけられているということでございます。

それから、統計法の施行状況の報告に関する意見表明ということで、統計委員会は統計法の施行状況に関する報告があったときは、内閣総理大臣、総務大臣または関係行政機関の長に対し、意見を述べることができるということで、これにつきましてはもちろんSNAだけではございませんが、やはりSNAとしての内容をご審議いただいて、また統計委員会の総会ないし関連する部会で意見表明することが必要ではないかと考えております。

それから(2)でございます。これは、SNAを先生方にご協議いただき、またその国際的な今の審議状況を踏まえた形で、こういう課題があるのではないかとということを簡単に整理させていただきました。

①でございますが、93 S N AのRev. 1が現在議論されているところでございまして、恐らくは来年の春に国連において議決されるであろうということでございます。S N Aの今回のRev. 1につきましては、2つ目のパラグラフを見ていただきますと、内容といたしましては、年金の負債計上ということで、将来的に年金の拠出の部分の負債をきちんと計上する、あるいはR & Dの資本計上等でございまして、今回は68 S N Aから93 S N Aへの改定のような抜本的なフレームワークの改定ではございません。「概念上の大きな変更というものではない」と書いてありますが、委員の先生方から事の大きさを矮小化しているみたいなご意見はいただいておりますが、このような改定がなされるということでございます。

次の2ページ目を見ていただきますと、93 S N Aのときはどのような審議体制で改定を行ったかということでございますが、調査会議のもとに基本体系部会がございまして、勘定体系委員会から生産支出委員会に至るまで4つの委員会を設置いたしまして、それぞれフレームワークあるいはその概念についてご審議いただいたということで、平成6年～12年とかなり長期にわたってご審議いただき、2000年の基準改定の際に導入したという経緯がございます。恐らくはこのような形で今回のRev. 1についての導入に関する調査審議というものが期待されるのではないかと考えております。

それから(3)でございますが、現在の調査会議で行われている審議の継続というのも非常に重要であろうかと考えております。ここでは4つほど例示として掲げさせていただいております。

まず推計方法といたしましては、速報と確報の乖離を縮小させるような推計方法の改善ということですが、昨年、ご承知のとおり、17年度の成長率が0.9%、速報から確報に向けて下方改定される。かなり大幅な下方改定ということで、改定幅を縮小すべく、その改善というものを引き続き調査審議すべきであるということを考えております。

それから②でございますが、F I S I Mです。これにつきましては、まだ本体系の方には導入しておりません。各国が相当な割合でもって導入しておりますが、まだ日本は本格導入には至っていないという経緯で、これについては引き続き検討が必要と。

それから③でございますが、資本ストックです。日本の資本ストックにつきましては、なかなかいろいろな問題があるということで、現在抜本的に見直しているところでございますが、それについても引き続き検討ということですが、

④といたしましては、公的部門。本日も含めまして先生方にご議論いただきましたが、引き続き、この政府諸機関の分類(格付け)の問題、それから公会計との調和というものにつきましては、しっかりと審議いただく必要があると考えております。

最後のページでございますが、今後の審議体制ということで、(1)でございますが、10月を目途に、新しく統計委員会が設置される予定でございますが、恐らくはその部会という形で国民経済計算について調査審議する部会が設置されまして、そのもとに今回のような委員会に相当する専門委員会というものを設置して、そういう方向で関係機関と検討してまいりたいと思います。

(2)でございますが、委員会におきまして、①～③にありますように、まずは法律上規定されております作成基準の設定というのをご議論いただく必要があるのではないかと。それから②といたしまして、年次推計や速報の推計手法をより精度の高いものにしていくための検討が必要であろうかと。それから③といたしまして、分野別の委員会、ストックとか、財政・金融とか、そのような大きな課題がございますので、そういうことに関しましてきちんと調査審議できる体制を整えるべく、関係機関と検討してまいりたいと思っております。

なお、資料ということでは配付しておりませんが、総会で幾つかご指摘がありましたので、あるいは役所の方で答えたところを少しピックアップしてご紹介したいと思っております。

資本ストック検討委員会の方で、今回のRev. 1でもそうなのですが、無形固定資産というのが今回非常に大きな課題になると思います。ソフトウェアや、それから先ほど申し上げたR&Dの検討課題ということで、日本では、実を申し上げますと、一部ソフトウェアが計上されておられません。インハウスのソフトウェアが実は計上されていないということで、今後これについては産業連関表でどう扱うかといった問題も引き続き検討する必要があるだろう。それから、データベースに保存されているデータとか、企業の組織資本等、そういう無形固定資産をいかにして計上していくかとか、そのような国際的な議論もございますので、国際的な議論、国連での議論を踏まえて検討していく必要があるのではないかと。

それから、F I S I Mを先ほどご紹介いたしましたけれども、今は参考試算値ということで公表しているわけですが、そうした参考試算値や、それからQ Eの早期化と、今までここ数年いろいろな改善・改革を行ってきたわけでございますが、そういう評価をすべきではないかといったところがございます。結局、早期化と精緻化というのはどうしてもトレード・オフの関係にございますので、そういう推計精度についての評価についても検討してはどうかということでございます。

あとは、しばしば言われることですが、現在と同じフレームワークでの遡及というのが、94年までしか整備されておられません。公表されていないということで、ユーザーの観点としては長期遡及を早くやってもらいたいというご要望がございました。

以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等をお願いします。岩本委員、どうぞ。

○岩本委員 委員会はもうこれで最後になりそうなので、遺言として一言残していきたいと思っています。

最初にこの委員会に出席したときに、私としては、この公的部門に関する国民経済計算はさまざまな問題があるという問題意識を持っておりました。それで課題を最初に提出させていただいたんですけども、その改善が進んでいるような様子が余り伝わってこなかったのがちょっと残念だなという気がいたします。検討委員会の方でもこういう格付けの問題が数回議論されただけで、SNAが着実によくなっているというのが伝わってこないで、この部分をしっかりやっていただいて、おもてに出すようにしていただきたいと思います。

その上で、何か言わないと、もしかしたら動かないのかなとも思いますので、もう一個宿題を出させていただきたいのですけれども、最初の方でOECDのクエスチョネアにはしっかり答えてくださいという趣旨のお話をしましたが、そのときにはIMFが集めておりますGovernment Finance Statisticsについては触れませんでした。2001年にマニュアルが新しくなったので、まだなかなか各国がデータを出していない状態だったので、課題としては後かなと思っていましたが、だんだん各国のデータもそろってまいりましたので、日本のデータも充実させる必要があるかと思えます。現状ではSNAのデータを組みかえて出しているという形だと思うんですけども、GFSの方でしかない独自の項目というのもありますので、そういうものもしっかり計数を推計して提出いただいて、IMFの方で国際的にも使われるように、一刻も早くしていただきたいということを最後に要望として出させていただきます。

○中村委員長 作間委員、お願いいたします。

○作間委員 この会合で、あるいはほかの会合でいろいろと作成基準についての議論がなされて、発言もしてきましたけれども、少しずつイメージが定着してきたような気がしますので、改めて発言させていただきたいと思います。

93SNAができたときに、統計の作成方法に対するユーザーサービスとして、このように作成していますということが示されました。それは、メタ情報とでもいいですか、ユーザーサービスの一環であったと思うわけです。現在でもホームページに載っているかもしれませんが、古いものだから、もうなくなっているかもしれません。そのときにつくられたものが確かにあるわけですが、それをベースにせざるを得ないだろうということなんですけれども、ユーザーサービスレベルで必要な情報等を、統計委員会の委員の意見を聞き、それを閣議決定するのですかというのと、そういうレベルの問題とはちょっと違うだろうと思っております。そうすると、

93 SNAへの移行のときにつくった文章は、この公的部門の話題以外にもいろいろと直すべき点がありますから、必要な改定を加えた上で、ベースになるものはやはりそれだろうと。それが太字部分と細かい字の部分に分かれる。太字部分の問題だけが、統計委員会の意見を聞き、閣議決定を経るという方に向かう。細かい字で書かれている部分がたくさんあって、それはユーザーサービスである。そのような二分法になるのではないかという印象を最近持っております。そうすると、今日議論したような、公的・民間の格付けは常にユーザーに示されていますけれども、それは恐らく太字部分にすべき問題なのかなとも思います。太字と細かい字の区別というところが作成基準を決める際の重要なポイントではないか。そのように作業すれば、10年はかからないでできるだろうと思います。

○中村委員長 ほかにございませんか。

それでは、今後の審議体制につきましては新たに設けられる統計委員会において決められるものではありませんが、内閣府におかれましても、今日の議論を踏まえまして、今後の新体制を考えていただきたいと思います。

それでは、最後ですので、黒田所長から一言いただきたいと思います。

○黒田経済社会総合研究所長 どうもご熱心にご議論いただきましてありがとうございます。国民経済計算調査会議は昭和49年5月からスタートと聞いておりますけれども、国民経済計算——SNAの改善に関して多大なご支援をいただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

先ほど来ご議論の出ております種々の問題にはこれから当然解決をしていかなければいけない多くの問題が含まれておりまして、統計委員会の中での国民経済計算部会——これはまだ現時点では仮称ですけれども、そういうものの中で引き続き議論をしていくことになると思います。その中でまた先生方には、当然のことながらと言っていいと思うのですけれども、いろいろな形でご協力をお願いしなければいけないと現時点では考えているところでございます。

SNAが政府の方針からニュートラルにつくられなければいけない。これはもう申すまでもないことございまして、統計というのはそういう使命を持った公共財であると位置づけたのが今回の統計法の一番根幹の改定の部分だろうと考えています。その上で、先ほど来のご議論を伺っていた私の感想ですけれども、それでは基準に準拠する、もしくは基準ないしは定義に従ってSNAをつくるといったときに、その基準は何のためにつくるのかという議論がもう一つ本来必要で、国民経済計算の目的はあくまで国民経済の実態を正確に可能な限り定量的に把握できるような統計量をつくるということで、その統計量をつくるための物差しに当たるものが多分作成の基準とか定義だろうと考えております。作成の基準・定義に準拠してつくるもの

が実態を反映するという側面と、実態を正確に反映させるためには物差しをどうやってつくるかという側面があるわけで、その両面を考えた上で、昨今のように経済の状況がものすごく目まぐるしく変わっている状態の中で、国民経済というものの統計量をどう正確に定量的に把握するかというのが、国民経済計算に課せられた役割だろうと思っています。そういう意味で、今度の93SNAの改定は、ほぼ来年には国連で総意を得ることになるんだろうと思いますけれども、そのうちどの部分を日本が使うべきか、もしくはどの部分について日本が準拠すべきかということを含めて、統計委員会で議論いただくことになるんだろうと考えています。

統計委員会は、統計法にのっかって、まず統計の基本計画をつくる。この基本計画が閣議決定になるという意味では、かなり大きな要素として、これからの統計体系を縛ることになります。なおかつ、統計委員会にその基本計画の施行の状況をフォローアップして報告しなければいけない。その報告に対して統計委員会は意見を述べるができるという条項も入っております。そういう意味で、単なる法施行型よりは若干踏み込んだ統計改革についての力を持った委員会に統計委員会はなるだろうと私どもは期待しているところでございます。

片方で、社会のニーズにこたえる、もしくは社会のニーズの統計的な基盤としての公共財という統計の定義がありまして、そのニーズというものをどのようにとらえるか。そのニーズの中には、政策目的のニーズもあるでしょうし、アカデミズムから来るニーズもあるでしょうし、民間のエコノミスト等々から来るニーズももちろんあるわけですが、そういうニーズを踏まえた、それに対する情報基盤を提供する、そういう統計をつくるのだと。旧統計法ですと、行政目的のための統計というのが明示されておまして、かなり限られた統計であったわけですが、広い範囲で統計というものを解釈できる。そういう意味では加工統計としての国民経済計算も国勢調査と並ぶ基幹統計であるという位置づけを今回しておまして、かなり画期的な統計法の改正になっているんじゃないかなと私自身は考えています。

ただ、片方で、先ほど以来いろいろと岩本先生から、いろいろ注文をつけたけれども、余り改善の余地が見えないというご批判をいただいておりますけれども、これは言いわけがましくなりますけれども、日本の政府が統計にかけているリソースの限界がかなりあると思います。これは、かなり問題が大きくて、わずか50人で国民経済計算を日本はつくっているという状態ですけれども、これを諸外国に言うと、日本のGDPは信用が置けないのではないかという批判を浴びるぐらい少人数でございました。そういう意味では、客観的に見てもかなり効率的にやっているとしたいと思いますけれども、リソースが足りないことは確かで、このリソースが足りない部分をこの予算の厳しい状況の中でどういう形で改善していくか。これは恐らくアカデミズムの方々の声しかないんです。それをやらないと、将来的には日本の統計というのはかなりミ

ゼラブルな状態になっていくんじゃないかという危機感を私は持っておまして、そういう意味で統計改革がいきっかけになって、もっと統計作成なり、統計という行政にリソースが割けるような形になることに対して、ぜひアカデミズムの方からもご支援を賜りまして、よりいい統計をつくっていくということができたらと考えております。我々の使命はそういうところにあるんだろうと思いますので、今後とも重ねてご支援いただきますよう、よろしく願いいたします。

どうも長い間ありがとうございました。

○中村委員長 それでは、時間もまいりましたので、本日はこれで終了いたします。長時間ありがとうございました。